

○経済産業省令第二十一号
電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）を実施するため、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令
電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

様式第3

表面

裏面

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字及び証印が容易に消えない処理を施すこと。

様式第三の二を次のように改める。

様式第3の2

表面

裏面

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

様式第五の五を次のように改める。

様式第五の五

表面

85.6mm

54mm

40mm

30mm

写真

特種電気工事資格者認定証

産業保安監督部 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

特種電気工事の通称

産業保安監督部長 印

裏面

備考

1 電気工事の作業に就事するときは、この認定証を携帯すること。

2 認定証を失し、損じ、又はあつたときは、この認定証を交付した産業保安監督部長に再交付を申請できる。

3 氏名を変更した場合には、この認定証を交付した産業保安監督部長に申請し、書き換えてもらうこと。

記 事

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

様式第五の六を次のように改める。

様式第五の六

表面

85.6mm

54mm

40mm

30mm

写真

認定電気工事従事者認定証

産業保安監督部 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

産業保安監督部長 印

裏面

備考

1 電気工事の作業に就事するときは、この認定証を携帯すること。

2 認定証を失し、損じ、又はあつたときは、この認定証を交付した産業保安監督部長に再交付を申請できる。

3 氏名を変更した場合には、この認定証を交付した産業保安監督部長に申請し、書き換えてもらうこと。

記 事

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状並びに特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の様式については、この省令による改正後の規則様式第三及び様式第三の二並びに様式第五の五及び様式第五の六にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の規則様式第三若しくは様式第三の二により交付若しくは再交付されている電気工事士免状又はこの省令による改正前の規則様式第五の五若しくは様式第五の六により交付若しくは再交付されている特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。